

藤沢市都市農業振興基本計画



2017年（平成29年）3月

藤 沢 市

藤沢市都市農業振興基本計画の策定にあたり

本市では、郷土愛をより高める取り組みとして、シティプロモーションを推進しておりますが、都市農業の分野では、藤沢産の農畜産物の市内流通・利用促進を図り地産地消を推進するとともに、地域資源を活用した新たな産業創出の促進のため、6次産業化に向けた取組を進めています。

さらに、誰もがいつまでも元気で暮らし続けられるまちをめざし、「健康寿命日本一」の実現に向けて取組を展開しておりますが、健康づくりにおいては、「食」は欠かせない要素であります。その「食」を支えているのが農業であり、地産地消も6次産業化も健康寿命日本一も、本市の都市農業が元気になることで達成できるものと考えております。

さて、「都市農業振興基本法」が平成27年4月に施行され、平成28年5月には、国が「都市農業振興基本計画」を策定しました。本市においては、平成28年9月に設置した「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」において協議を重ね、このたび、「藤沢市都市農業振興基本計画」を策定いたしました。

この「藤沢市都市農業振興基本計画」は、まさに本市の都市農業振興の基本となる計画であります。ここに掲げた取組を市民の皆様とともに、ひとつひとつ着実に実行していくことで、本市の都市農業が多様な機能を発揮し、本市農業の安定的な継続と良好な都市環境を形成することを目指してまいります。

そして、「藤沢」というまちが元気になり、「藤沢」の魅力や価値を市民の皆様大切に思ってもらえるよう、農業振興をはじめとする地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも、お力添えくださいますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」をはじめ、農業関係団体の皆様、さらにはパブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りましたすべての皆様にご礼を申し上げます。

平成29年3月

藤沢市長 鈴木 恒夫

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
1 趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 都市農業を取り巻く環境	2
1 都市農業の現状	2
2 都市農業の転換期	2
3 都市農地政策の経緯	2
4 都市農業振興基本計画	3
第3章 藤沢市の農業	5
1 藤沢市の農業・農地の役割	5
2 藤沢市の農業の現状と課題	6
第4章 藤沢市の農業の将来像	11
1 将来像と基本理念	11
2 3つの方向性	11
第5章 藤沢市の都市農業推進施策の展開方向	12
1 都市農業の多様な機能を十分に発揮するために	12
2 6つの機能を発揮するための取組	12
第6章 計画推進のために	16
1 関係機関との連携	16
2 計画の進行管理	16
参考資料	
藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会設置要綱	17
藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会委員名簿	19

第1章 計画策定の基本的考え方

1 趣旨

本市の農業は、温暖な気候と平坦な地形等自然条件に恵まれ、かつ大消費地を抱える都市近郊という有利な立地条件のもとで、露地野菜、施設野菜、花き、果樹、植木、畜産を主軸に創意工夫と高度な技術力による多様な生産活動が展開され、市民に新鮮で安全な農産物を提供しているとともに、農業生産の基盤である農地は、都市の中の緑地空間、防災空間として生活環境保全の面からも大きな役割を果たしています。

しかしながら、本市農業を取り巻く環境は、都市化の進展による兼業化、混住化及び農地の細分化や農業者の高齢化、担い手不足などがますます深刻化してきており、このため未利用農地、耕作放棄地などの遊休農地が増加傾向にあります。社会全体として少子高齢化や農業の担い手不足が進展している状況下において、遊休農地の増加傾向はしばらく継続するものと考えられます。

こうした状況の中、平成27年4月に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として都市農業振興基本法が制定されました。

三大都市圏特定市に指定されている本市農業については市内全域で営まれる農業を都市農業と定義し、都市農業振興基本法の目的を踏まえ、うえて藤沢市都市農業振興基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は本市農業振興を推進するための計画であり、「藤沢市市政運営の総合指針2020」、「藤沢市都市マスタープラン」、「藤沢農業振興地域整備計画」、「藤沢市地産地消推進計画」等で示された事業計画や構想等との整合を図りながら策定するものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は平成29年度から平成32年度までの4年間とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 都市農業を取り巻く環境

1 都市農業の現状

平成27年4月に施行された、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）（以下「法」という）では、都市農業の定義として、第2条に「市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。」とされています。

国の試算では、ここで定義する都市農業の農地面積は全国の農地の約2%にあたる8万haですが、都市農家の戸数は22.8万戸あり、その販売金額は全国の約1割を占める4,466億円とされています。このように都市農業の農産物供給力は、食料自給率の確保の一翼を担っていますが、これまで国の主要な農業振興施策の対象とはされてきませんでした。

都市農業の個々の経営を見ると、まとまった農地がないこと等から経営規模は小さく、特に三大都市圏特定市の1戸当たり経営耕地面積は64aと、全国平均133aの半分以下となっています。

生産面では、消費地に近いという条件を活かし、鮮度が重要な野菜を中心に多様な作物を生産する農業者が多いことも、都市農業の特徴といえます。

売上げについては、100万円未満の農業者が6割程度いるものの、温室等の施設を利用し年に数回転の生産を行うことで相当の売上げをあげる経営も存在します。また、農家所得については、不動産経営所得の割合が大きい点に特色があるといえます。

2 都市農業の転換期

法第3条には、都市農業は6つの多様な機能を有しているとされていますが、この多様な機能を再評価するきっかけとなったのが東日本大震災であるといわれています。震災時、被災地の都市部において、農地が避難場所として活用されたことから、防災の観点から都市農地を保全すべきとの声が広がってきました。また、人口減少や高齢化が進む中、これまで宅地化予定地として見られてきた都市農地に対する開発圧力が低下していることも、都市農業を保全すべきという声に繋がっているものと考えられます。

3 都市農地政策の経緯

昭和43年に都市計画法が制定され、同法に基づき設定された市街化区域は、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされました。その区域内の農地は、

事前に届出を行えば転用が可能となり、同区域において講じられる農業施策も、当面の営農継続に必要な効用が短期的措置に限られることとなりました。

一方、優良農地を主体とした農業地域を保全するため、昭和 44 年には農業振興地域の整備に関する法律が制定されました。同法に基づき指定された農用地区域は、「農用地等として利用すべき土地の区域」とされ、同区域内の農地の転用は原則として許可されないこととなりました。また、主要な農業振興施策はこの区域を対象として、計画的かつ集中的に実施されることとされました。

昭和 60 年代に入り、三大都市圏を中心として地価が高騰する中、市街化区域内の農地に対してはその宅地化が強く求められるようになりました。これに対応するため、三大都市圏特定市においては、平成 3 年以降農業者の意向を踏まえ、農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分することとされました。その上で、「宅地化する農地」に対しては、固定資産税の宅地並み課税、相続税の納税猶予制度の不適用といった措置が適用され、宅地化の促進が図られました。

市街化区域内にあって「保全する農地」と区分された農地については、平成 3 年以降、生産緑地地区として指定され、生産緑地法に基づき長期間農地としての管理が求められることとなりました。このことを受け、市街化区域内にあって生産緑地については、効用が短期的なものに限定せず農業施策を実施できることとなりました。しかしながら多くの生産緑地が指定されてから 30 年が経過する平成 34 年（2022 年）には、それらの農地所有者は市町村に対し買取の申出をすることが可能となり、市町村は特別な事情がない限り、時価で買い取らなければならないと定められています。これまでも生産緑地は所有者が死亡したときなどに市町村に対し買取の申出がされてきましたが、主に財政的な理由でこれまで市町村が買い取るという事例はほとんど無かったといわれています。このように、平成 34 年以降、一斉に買取の申し出があった場合、同様の理由で大部分が買い取られず、その結果、生産緑地の指定が解除されて宅地化が進むことが懸念されています。

4 都市農業振興基本計画

これまで述べてきたように、東日本大震災を機に、都市農業を保全すべきという声の高まりがある中で、生産緑地の指定から 30 年が経過することによる宅地化の進行という問題もあり、国は都市農業の多様な機能の発揮を政策課題とし、その多様な機能として次の 6 つの機能をあげました。



- (1) 農産物を供給する機能
都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能
- (2) 防災の機能
災害時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての機能
- (3) 良好な景観の形成の機能
緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす機能
- (4) 国土・環境の保全の機能
都市の緑として、雨水の貯留・浸透、地下水の^{かん}涵養、生物多様性の保全等に資する機能
- (5) 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能
都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する機能
- (6) 農業に対する理解の醸成の機能
身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成する機能

この 6 つの機能を十分に発揮することができれば、農業政策上においても都市政策上においても、その行政コストを抑制できると期待されています。国は、都市農業が、これらの機能を十分に発揮できるよう、都市農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定め、平成 28 年 5 月に閣議決定しました。

第3章 藤沢市の農業

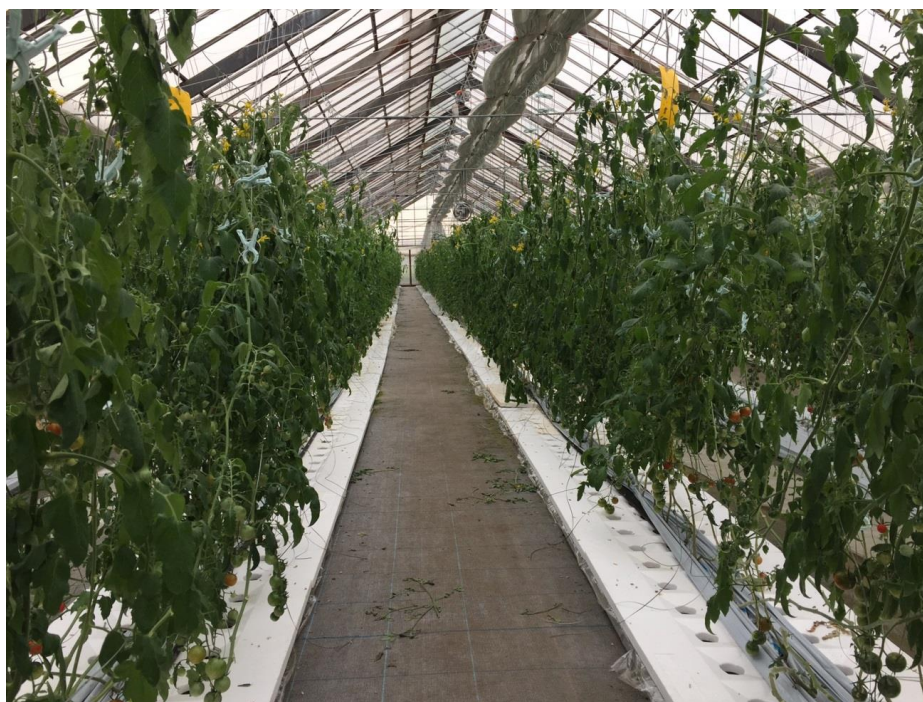
1 藤沢市の農業・農地の役割

本市は東京から1時間という交通至便な立地と、工場用地に適した平坦な地形が多いため昭和30年代中頃から多くの企業が進出し、市街地は優良な農地が集まる中北部農業地帯まで広がりました。都市化に伴い農業者の多くは他産業へ流出し、農業以外からも収入を得る兼業農家の数が多くなりました。

また、農業所得の低迷や農業者の高齢化、担い手不足などの問題により、農地が宅地や他用途へ転用され農地面積が減少するなど、農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

しかし、このような環境の中で営農継続の意欲をもつ農家を中心に、近代的な農業の振興を図り、収益性の高い露地野菜、施設野菜、花き、果樹、植木、畜産を主軸とした多様な生産活動が展開されています。

本市の農業は、消費地に近いという立地条件を生かした新鮮・安全な農産物の供給に加え、災害時の防災空間、良好な景観形成、洪水の抑制や多様な生物を育む環境保全、農作業の体験や交流の場の提供、農業に対する理解の醸成等に寄与しています。



施設トマト

2 藤沢市の農業の現状と課題

(1) 藤沢市の農業の現状

ア 土地利用

本市の面積は 6,957ha で、このうち市街化区域は 4,709ha、市街化調整区域は 2,248ha となっています。

市街化区域の 2.1%に当たる 98.53ha が生産緑地地区となっています。また、市街化調整区域の 79.1%に当たる 1,778.44ha が農業振興地域となっており、このうち 33.1%の 588.45ha が農用地区域に指定されています。

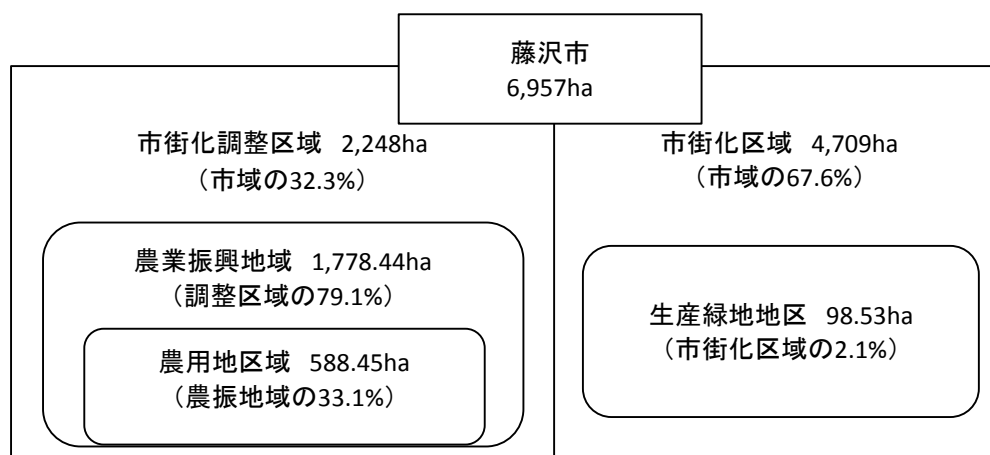


図 3-1 土地利用状況 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

イ 担い手

本市の人口は昭和 15 年の市政施行以降一貫して増加しており、平成 27 年度には 423,435 人と県内で 4 番目、政令指定都市を除くと最多となっています。

年齢別の人口は、14 歳以下（年少人口）及び 15～64 歳（生産年齢人口）の人口が微増あるいは横ばいである一方、65 歳以上の老年人口が年々増加しています。この少子高齢化の問題が、農業の担い手についても影響しており、全国的な傾向である農業者の高齢化と担い手不足の問題が本市においても現れています。

このような背景から、担い手不足の解消を図るため、本市では農外からの新規参入を積極的に推進しています。平成 24 年度には、茅ヶ崎市、寒川町との 2 市 1 町で新規就農者受入支援体勢の統一化と農地情報の共有化について協定を締結し、新規就農者がスムーズに就農できるよう体勢を整えました。

また、高齢化の進行に伴う定年退職後等の就業志向や、ボランティア活動意識の高まり、あるいは健康の維持等の観点から、近年高まりつつある農作業への参加意欲を、高齢化や担い手不足の農業者へつなげる援農ボランティアの取り組みについて支援しています。

表 3-1 総人口及び年齢 3 区分の人口

単位：人

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
14 歳以下	53,636	55,771	56,904	58,772
15～64 歳	270,409	270,643	267,275	267,449
65 歳以上	50,878	64,349	80,269	97,214
総人口	374,923	390,763	404,448	423,435

表 3-2 販売農家戸数及び農業就業者数

単位：戸・人

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
販売農家戸数	932	811	713	672
農業就業者数	2,388	2,054	1,677	1,487

【2015 農林業センサス】

(注) 農業就業者数：農業だけに従事した人及び農業とその他の仕事に従事した人のうち農業が主の人

表 3-3 農外からの新規参入件数

単位：人・件

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新規就農者	1	2	5	3	7
新規参入法人	1	0	2	1	1

表 3-4 援農ボランティア登録者数

単位：人

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新規登録者	40	32	22	32	30
累計登録者	151	170	177	202	205



援農ボランティアの活動

ウ 農地

販売農家における経営耕地面積はこの15年間で26%も減少し、現在では662haとなり、本市の総面積に占める割合は9.5%です。このうち田が106ha、畑が451ha、樹園地が106haと、2010年農林業センサスと比べても田が8.5%、畑が3.5%、樹園地が10.4%減少しています。この理由の多くは農地から他の用途への転用によるものと考えられます。

表 3-5 販売農家における経営耕地面積

単位：ha

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
経営耕地面積	835	753	699	662

【2015 農林業センサス】

エ 市民理解

食の安全・安心への関心から、新鮮な地場農産物を消費したいという市民のニーズは高まっています。また、本市の農業を維持していくためには、農業・農地への市民の理解が必要です。

本市では、市民に農家との交流や農作業を体験する機会を設け、地場農産物の種類や流通のしくみ、旬の農産物の購入場所やおいしい調理方法等の情報を広く発信するとともに、市民が農業に触れる機会を通年で提供しています。



地産地消講座

(2) 今後の課題

ア 担い手の育成と確保

全国的な傾向である農業者の高齢化と担い手不足の問題は本市においても現れています。

特に水田耕作者の担い手不足は深刻であり、大庭・稲荷地区をはじめとした水田地帯の耕作放棄地の増加が問題化しています。また、市が農業経営改善計画の認定をした認定農業者も減少しており、本市農業の中核を担う農業者の高齢化や減少が進んでいます。

本市の農業を維持・発展していくためには、法人を含めた新規参入者への支援、後継者の育成を図るとともに、中核を担う農業者へ配慮した施策の推進を図ることが必要です。

イ 農地の保全と活用

本市の農業を維持・発展させるためには、耕作放棄地の発生抑制と解消及び農地の集積が必要です。農業者の高齢化と担い手不足により経営耕地面積が減少していますが、営農する農地を集積することで作業効率が向上し、その減少を防ぐことが期待されます。また、経営の拡大や新規参入を促すことにより、遊休農地の有効活用につなげることができます。

農地を保全し有効活用するためには、人・農地プランによる地域の話し合いを進めることにより、地域で今後どのように農地集積を進めるかを明確化する必要があります。この話し合いを開催するにあたっては、農地の出し手側と受け手側の両方が参画し、それぞれが問題意識を持つことが重要です。

また、農業・農地が有する防災機能、景観形成機能、保水・遊水機能、交流・体験機能など、農産物供給機能に留まらない多様な機能を有効活用しながら、農地の保全を図る必要があります。

ウ 都市農業に対する理解の醸成

都市化に伴う農業の兼業化及び混住化が進行するなかで、市民の農業・農地に対する理解の醸成は、本市の農業の維持・発展に不可欠です。

農業・農地の重要性について市民の理解を得ること、さらに市民の協力が得られる環境を整えるためには、都市農業が発揮する多様な機能を周知するとともに、農家と市民の交流を図ることが必要です。

エ 地産地消の推進

地産地消の取り組みを推進することにより、新鮮な地場農産物に対する市民のニ

ーズに対応することができ、さらに農業者が誇りと意欲を持って農業に従事することができます。

本市でどのような農業が展開され、どのような農産物が栽培されているのかを周知し、市民が農業と触れ合う機会を提供することで、農業を身近に感じることができ、地産地消を推進することが必要です。



「藤沢産」ロゴマーク

オ 税制上の措置

国は、講ずべき施策のうち税制上の措置として、新たな制度の構築に併せて、課税の公平性の観点等も踏まえ、市街化区域内農地（生産緑地を除く）の保有に係る税負担の在り方と、貸借される生産緑地等に係る相続猶予の在り方について検討していくとしています。

税制上の措置についても本市の農業を維持・発展させるため、今後も国の動向を注視し、対応について検討していきます。

第4章 藤沢市の農業の将来像

1 将来像と基本理念

【将来像】

都市農業が有する多様な機能を十分に発揮することにより、本市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目指します。

【基本理念】

- (1) 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
- (2) 良好な市街地形成における農との共存に資するよう都市農業の振興が図られるべきこと
- (3) 市民の理解の下に施策の推進が図られるべきこと

この基本理念にのっとり、市は施策を策定・実施します。また、都市農業者及び農業団体は、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めます。

2 3つの方向性

将来像の実現のために次の3つの方向性を示します。

(1) 担い手の確保

都市農業の担い手については、農業後継者を含む家族経営の中で農業が展開、継承されていくことを基本としますが、安定的な継続のためには、次のような多様な担い手の確保が重要となります。

- 新規就農希望者等営農の意欲を有する者
- 都市農業者と連携する食品関連事業者
- 都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等

(2) 土地の確保

- 市街化区域農地の「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」への近隣住民への理解促進
- 地域での徹底的な話し合いにより、離農や経営転換する農地の出し手を明確化

(3) 農業施策の本格展開

- 保全すべきとされた都市農地に対し本格的な農業施策を検討

第5章 藤沢市の都市農業推進施策の展開方向

1 都市農業の多様な機能を十分に発揮するために

本市においても、これまで地産地消の推進や産地競争力のある農業、環境に配慮した持続可能な農業を支援し、市内農業者の経営の安定を図るとともに、JAさがみの運営する大型直売所「わいわい市藤沢店」の開設を支援し、新たな都市農業の拠点整備を行ってきました。その間、農外からの新規就農者や法人の参入についても積極的に支援を行い、これまで急激に減少していた販売農家戸数の減少率についても抑制を図ってきたところです。

今後更に本市における都市農業の多様な機能を十分に発揮するため、次の取組を積極的に推進していきます。

2 6つの機能を発揮するための取組

(1) 農産物を供給する機能を発揮するための取組		
No.	項目名	内容
①	地産地消の推進	安全で安心な地元の農産物を消費者に安定供給することにつながり、農の持つ多面的な機能による環境の維持と地元の食材を通じ藤沢の食文化の伝承、郷土への愛着心を育むための「藤沢市地産地消推進計画」に位置付けられた各種事業の推進及び進捗管理
②	ホームページでの情報発信	消費者と生産者の交流を図るホームページ「おいしい藤沢産」での情報発信の充実
③	農家レストランの推進	「農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」により農業用施設とみなされた農家レストランの開設について推進
④	産地競争力の強化	品質の高い農産物の安定生産を図り、産地競争力を強化するための機械及び生産資材の導入や施設の維持・整備についての支援
⑤	野菜の生産出荷への支援	農協共販や市場出荷による市内野菜の安定生産と安定出荷を図るためのダンボール箱等の出荷資材購入に対する支援
⑥	野菜価格の安定	野菜の安定供給と生産者の生産意欲向上のため、天候不順等により野菜の価格が著しく低落した場合の「神奈川県野菜価格安定事業」の生産者負担への支援

⑦	新規就農希望者の研修受け入れの促進	本市農業の新たな担い手となり得る新規就農希望者の研修受け入れに対する支援
⑧	新規就農者への支援	就農相談、農地探し等就農に関する支援から、青年就農給付金の交付をはじめ、営農継続に対する支援を実施
⑨	学校給食用農産物の生産出荷の推進	市内の小中学校や特別支援学校の給食食材として市内産農産物を安定的に提供するための支援
⑩	畜産経営の環境整備の支援	畜産業の活性化や生産性向上のための畜舎や設備等の更新・導入に対する支援
⑪	J Aさがみ「みどりの仲間プラン」及び「営農・経済改革プラン」との連携	J Aさがみが掲げる「みどりの仲間プラン」及び「営農・経済改革プラン」との連携を図り、販売力の強化や担い手の育成・確保について推進
⑫	人・農地プランの推進	人と農地の問題解決を図るため、人・農地プランによる地域の話し合いを推進
⑬	農作業受託組織の法人化支援	土地利用型作物の農作業受託による効率化を推進するため、法人化を支援するとともに、乾燥調整施設等についても支援を検討
⑭	認定農業者等に対する支援	農業経営改善計画の作成・見直しを支援するとともに、県と連携しセミナーの開催等を通じ、技術や経営の課題解決を支援
⑮	農道及び水路の整備に対する支援（生産性の向上）	生産性の向上を図るため、農道及び水路の整備を推進
⑯	直売所や農業用施設等の建設にかかる規制の緩和に対する要望	直売所や農業用施設等を建設する際の様々な規制に対し、都市農業振興という観点で制度を見直すよう国・県へ要望

(2) 防災の機能を発揮するための取組		
No.	項目名	内容
①	防災協力農地の推進	災害時の市民の一時避難場所としての活用と円滑な復旧活動用地を確保するための防災協力農地の推進
②	水田の保全（治水）	治水効果のある水田の保全のため奨励金を交付
③	農道及び水路の整備に対する支援（災害の未然防止）	災害の未然防止を図るため、農道及び水路の整備を推進

(3) 良好な景観形成機能を発揮するための取組		
No.	項目名	内容
①	水田の保全（景観）	潤いと安らぎを与える田園景観を形成する水田の保全のため奨励金を交付
②	景観形成事業の実施	遊休農地を借り受けて景観形成作物の播種を行い、開花後には摘み取りのイベントを行う「景観形成事業」の実施

(4) 環境を保全する機能を発揮するための取組		
No.	項目名	内容
①	環境保全型農業の推進	環境保全型農業の普及、定着を図るための資材・設備の導入に対する支援
②	水田の保全（生物多様性）	貴重な緑地空間や生物の生息環境を創出する水田の保全のため奨励金を交付
③	耕畜連携の推進	市内畜産農家が生産する堆肥を市内耕種農家が利用することで、環境負荷を低減する耕畜連携を推進

(5) 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能を発揮するための取組		
No.	項目名	内容
①	地産地消講座の開催（栽培収穫型、料理学習型）	旬の市内産農産物を使用する栽培収穫型や料理学習型の「地産地消講座」の開催
②	援農ボランティア養成講座の実施	担い手不足の農家の支援策として、農業に関心があり、農作業を体験したいという方を対象にした「援農ボランティア養成講座」の実施
③	農業体験講座の実施	地域住民との交流や農業理解促進を目的とした「農業体験講座」の実施
④	畜産共進会等の開催	畜産業と市民との交流を図るために「畜産共進会」及び「畜産ふれあいまつり」を開催
⑤	農福連携の実施	大型直売所出荷者の協力による「子ども食堂」等への食材提供を推進 高齢者、障がい者、生活困窮者、困難を抱える若者等の社会参加に対し、農業がその受け皿となるような仕組みを構築
⑥	「藤沢市観光振興計画」との連携	「藤沢市観光振興計画」との連携を図り、観光客誘致に向けた事業に対して支援を検討
⑦	学校教育との連携	農業者による学校教育現場での食育活動を支援

(6) 農業に対する理解醸成機能を発揮するための取組		
No.	項目名	内容
①	市内農産物の品評会等の実施	市内産農産物の育成、普及及び市民へのより一層の理解醸成を図るため、多くの市民が集まる場所での「果樹品評会」、「植木品評会」、「園芸まつり農産物品評会」の実施
②	地産地消講座の開催（収穫体験型）	農産物の収穫体験と生産者との交流を通じ、藤沢市の農業生産の実態から流通まで、参加者に幅広く理解を得ることを目的とした収穫体験型の「地産地消講座」の開催
③	農業体験や農園見学の推進	学校等との連携による児童、生徒等の農業体験や農園見学を推進
④	藤沢市地産地消推進事業実行委員会への負担金	イベント等の開催により地産地消推進事業を展開している実行委員会への負担金の支出
⑤	畜産共進会等の開催（再掲）	畜産業の理解の促進を図るために「畜産共進会」及び「畜産ふれあいまつり」を開催

第6章 計画推進のために

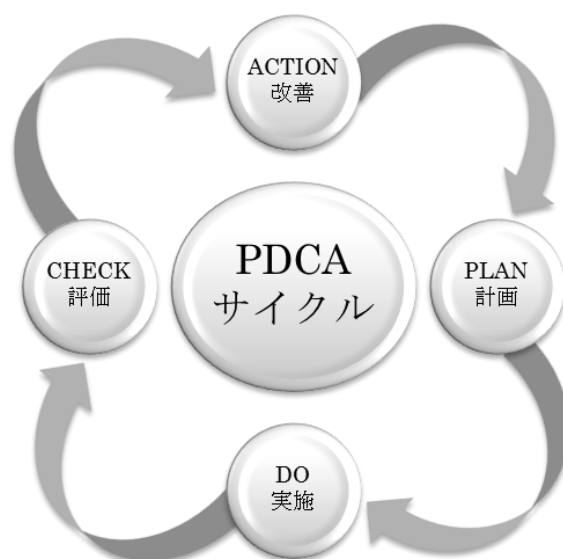
1 関係機関との連携

本市農業振興を推進し、都市農業の多様な機能を発揮するためには、市と農業振興に関わる各主体との連携が重要であると考えます。市は、計画の推進にあたっては、生産者、消費者、事業者及び関係する機関との連携を図りながら、計画の周知と都市農業振興の施策を実行していきます。

2 計画の進行管理

市と農業振興に関わる各主体は、計画の進捗状況について情報交換を行い、課題の共有と本市農業振興への効果の検証を行います。

農業状況や経済事情の変化に柔軟に対応できるよう、計画・実施・評価・改善を繰り返し、継続的に必要な見直しを行います。



藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市農業の多様な機能の発揮を通じて、農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好な市街地の形成に資することを目的とした基本計画を策定するため、「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(調査審議事項等)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)第10条に規定する本市における都市農業の振興に関する計画(以下「地方計画」という。)の策定に係る事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員9人をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数で、市長が委嘱する。

- (1) 藤沢市農業委員会委員 1人
- (2) さがみ農業協同組合役員 1人
- (3) さがみ農協藤沢市農業経営士協議会役員 1人
- (4) さがみ農協藤沢市青壮年部役員 1人
- (5) さがみ農協藤沢市青少年藤友会役員 1人
- (6) J A さがみさわやか倶楽部藤沢地区役員 1人
- (7) 藤沢市新規参入者連絡会役員 1人
- (8) 藤沢市畜産会役員 1人
- (9) 藤沢市土地改良協会役員 1人

2 協議会には会長及び副会長1人を置き、委員のうちから市長が任命する。

3 市長は、必要があると認めたときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条の目的を達成するまでの間とする。

(会議等)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

- 5 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

- 第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(結果報告)

- 第7条 会長は、第2条に掲げる事項について調査審議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

- 第8条 協議会の庶務は、経済部農業水産課において総括し、及び処理する。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

- この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会委員名簿

担 当	氏 名	所 属 ・ 職 名
会 長	落 合 伸 一	さがみ農業協同組合藤沢地区運営委員会委員長
副会長	小 泉 将 貴	さがみ農協藤沢市青壮年部委員長
委 員	齋 藤 義 治	藤沢市農業委員会会長
委 員	青 木 浩 一	さがみ農協藤沢市農業経営士協議会会長
委 員	井 上 睦 裕	さがみ農協藤沢市青少年藤友会会長
委 員	高橋 美恵子	J Aさがみさわやか倶楽部藤沢地区部長
委 員	深 瀬 政 利	藤沢市新規参入者連絡会会長
委 員	金 子 憲 永	藤沢市畜産会会長
委 員	石 塚 義 章	藤沢市土地改良協会副会長

2016年（平成28年）10月11日現在



藤沢市経済部農業水産課

〒251-0816 藤沢市朝日町1番地の1

TEL : 0466-50-3532 (直通)

FAX : 0466-50-8419

Eメール : fj-nousui@city.fujisawa.lg.jp